

○川俣町イメージキャラクター「小手姫様」着ぐるみ貸出要綱

平成29年10月1日

告示第75号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川俣町イメージキャラクター「小手姫様」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

(貸出)

第2条 町長は、町の業務等に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出を希望する者（以下「申込者」という。）が企画又は実施する各種イベントなどにおいて、川俣町のイメージアップに資すると認められる場合に着ぐるみを貸出することができる。

(貸出申込)

第3条 申込者は、事前に、川俣町イメージキャラクター「小手姫様」着ぐるみ貸出申込書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、貸出日の属する月の前3か月から貸出日の7日前までの期間に提出しなければならない。なお、町長が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

(貸出承認)

第4条 町長は、前条の規定による申込があったときは、申込者に対し、川俣町イメージキャラクター「小手姫様」着ぐるみ貸出承認書（様式第2号）又は川俣町イメージキャラクター「小手姫様」着ぐるみ貸出不承認書（様式第3号）により通知を行うものとする。

2 同一時期に複数の申込があったときは、原則として先着順とする。

3 町長は、第1項に規定する貸出承認の通知をした後であっても、町の業務等に支障が生じる場合、その他やむを得ない事情があると認めたときは、貸出承認の通知を取り消すことができる。

(貸出承認基準)

第5条 町長は、第3条の規定による申込の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は貸出承認することができない。

- (1) 町の品位を傷つける恐れがあると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用すると認められたとき。
- (5) 着ぐるみを著しく破損、汚損、劣化させる恐れのあるとき。
- (6) その他、町長が着ぐるみの貸出について不適切と認めたとき。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として、着ぐるみを使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、町長が必要と認めたときは、この限りではない。

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。

(貸出に関する遵守事項)

第8条 第4条の規定により貸出の承認を受けた者（以下、「使用者」という）は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

(原状復帰)

第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 修理、修復が困難な状態まで損傷している場合は、町長は使用者に対し実費弁償を請求することができる。

(貸出承認の取消し)

第10条 使用者が、第8条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その貸出の承認を取消すとともに、その使用者への貸与は行わない。

2 その他、町長が特に必要と認めた場合は、貸出の承認を取消することができる。

(管理者の責任)

第11条 着ぐるみの貸出及び使用、又は貸出承認の取消し等により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切その責めを負わない。

(補足)

第12条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

課 長	課長補佐	係 長	係 員

川俣町イメージキャラクター「小手姫様」着ぐるみ貸出申込書

年 月 日

川俣町長

〒 -

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

担 当 者 名

電 話 番 号

川俣町イメージキャラクター「小手姫様」着ぐるみを借受・使用したいので、下記のとおり申込みます。

なお、借受・使用にあたっては、川俣町が定める貸出要綱を遵守します。

1 借受・使用目的 (イベント名)	※ イベント等の概要がわかる資料を1部添付してください。		
2 借受・使用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
3 使用場所			
4 借受するもの	小 手 姫 様 一 式	数 量	
		小手姫様 (頭・体)	1 体
		手袋	1 双
		草履型長靴	1 足
		保冷材着用ベスト	1 着
5 その他			

※ 太枠の外側は記入しないでください。

返却	月 日返却	受領者
----	-------	-----

様式第2号（第4条関係）

川俣町イメージキャラクター「小手姫様」着ぐるみ貸出承認書

年 月 日

様

川俣町長

年 月 日付けで申込のありました川俣町イメージキャラクター「小手姫様」着ぐるみの借受・使用について、下記のとおり貸出を承認します。

記

1. 借受・使用目的（イベント名）

2. 貸出期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

3. 使用場所

【貸出条件】

1. 川俣町イメージキャラクター「小手姫様」着ぐるみ貸出要綱を遵守すること。
2. 裏面の使用上の注意に従って使用すること。
3. 借受、返却については申込者が行うこと。
4. 虚偽の申込により借受・使用した場合、又は貸出要綱に反する場合は、貸出承認を取り消す場合があります。

(裏)

(使用上の注意)

- 1 着ぐるみを着用するときは、次の項目を遵守してください。
 - (1) 直接肌が触れず、かつ汚れがつかない着衣で着用すること。
 - (2) 頭にはタオルをかぶり、髪が直接着ぐるみにつかないようにすること。
 - (3) 靴下を着用すること。
 - (4) 着用し活動する際は、補助者が必ず1名つくこと。
 - (5) 着ぐるみ内は高温になるため、中に入っている人のケアを随時行うこと。
 - (6) 中学生以上かつ、おおむね身長170 cm未満の者が着用すること。
 - (7) 香水・整髪料など強く匂いが残るものをつけないこと。
 - (8) 着用前及び着用中は、アルコールを飲用しないこと。
 - (9) 火気及び危険物の近辺では使用しないこと。
 - (10) 雨天時での屋外使用をしないこと。
 - (11) 着用後は、消臭スプレーなどを使用し、除菌・消臭処理をしておくこと。
 - (12) 着ぐるみを着用したまま、「小手姫様」や町のイメージにふさわしくない行為をしないこと。
 - (13) 着ぐるみは、カビ防止のため、前もって袋から出して広げ、使用後は空気にあてて乾燥させること。
- 2 返却前に必ず、破損、汚れがないか確認し、汚れは落として返却してください。
- 3 貸出・返却は、川俣町産業課に行ってください。

※ 修理・クリーニング等が必要な場合、その費用は借受者にて負担していただきます。

様式第3号（第4条関係）

川俣町イメージキャラクター「小手姫様」着ぐるみ貸出不承認書

年 月 日

様

川俣町長

年 月 日付けで申込のありました川俣町イメージキャラクター
「小手姫様」着ぐるみの借受について、下記のとおり不承認とします。

記

不承認理由

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)